



川町生第 323 号

平成30年8月21日

川島町廃棄物減量等推進審議会会長 様

川島町長 飯 島 和 夫



事業系一般廃棄物処分手数料の見直しについて（諮問）

川島町廃棄物減量等推進審議会条例（平成10年川島町条例第14号）第1条の規定により、事業系一般廃棄物処分手数料の見直しを検討したいので、諮問します。



諮 問 内 容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の規定により、事業者は廃棄物を自らの責任において適正に処分することが定められています。また、事業者が事業活動に伴って生じた一般廃棄物を処分する場合は、川島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条の規定により、町が事業系一般廃棄物を処分する場合の処分手数料を定めています。

事業系一般廃棄物の処分手数料については、処分原価の変化や近隣自治体との均衡、家庭系一般廃棄物処分手数料との均衡、社会経済情勢などを判断しながら定めてきました。

現在の手数は、平成16年4月から適用しているものであり、事業活動に伴って1日70キログラムを超える一般廃棄物に対し、10キログラムについて200円を徴収する、課金体系となっています。現在、このような課金体系を採用している埼玉県内の自治体ないし一部事務組合はほかになく、変則的となっています。

前回の設定から14年を経過し、この間に町を取り巻く社会経済情勢も大きく変化していることから、事業者の適正な負担を求めるため、事業系一般廃棄物処分手数料の見直しについて審議会に諮問するものです。